

- (2) 労働時間の把握方法はどのようにしていますか。専門業務型、企画業務型、管理監督者、それ以外の労働時間制で働く労働者別に記入して下さい。

専	企	管理監督者	左記以外	
1	1	1	1	タイムカード・ICカード等 (自己申告を除く。)による
2	2	2	2	自己申告による
3	3	3	3	管理者による
4	4	4	4	あらかじめ一定時間数が 定められている。
5	5	5	5	把握していない
6	6	6	6	その他
( )	( )	( )	( )	具体的に( )内に ご記入下さい

7. 休日労働、深夜労働について

- (1) 平成17年3月の休日労働(注)の回数は何日ですか。(平均的な者、最多の者それぞれについて記入して下さい) (注) 休日労働とは、法定休日労働及び法定外休日労働の両方を含みます。事前に休日が振替えられた場合は含みません。また、「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる休日労働日数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最多の者
専門業務型で働く労働者	日	日
企画業務型で働く労働者	日	日
管理監督者	日	日
上記以外の一般労働者	日	日

- (2) 平成17年3月の深夜労働は合計何時間ですか。(平均的な者、最長の者それぞれについて記入して下さい) ※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる深夜労働時間数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最長の者
専門業務型で働く労働者	時間	時間
企画業務型で働く労働者	時間	時間
管理監督者	時間	時間
上記以外の一般労働者	時間	時間

8. 年次有給休暇について

- (1) 平成16年度の年次有給休暇の付与日数は何日ですか。平均的な者についてお答え下さい。  
※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる年次有給休暇取得日数の層に含まれる労働者をいうものであること。

専門業務型で働く労働者	日
企画業務型で働く労働者	日
管理監督者	日
上記以外の一般労働者	日

- (2) 平成16年度の年次有給休暇の取得日数は何日ですか。平均的な者、最多の者、最少の者のそれぞれを記入して下さい。※「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる年次有給休暇取得日数の層に含まれる労働者をいうものとします。

	平均的な者	最多の者	最少の者
専門業務型で働く労働者	日	日	日
企画業務型で働く労働者	日	日	日
管理監督者	日	日	日
上記以外の一般労働者	日	日	日

- (3) 裁量労働制適用者のみに付与される特別休暇がありますか。

1	なし	→ 質問9へ
2	あり	→ 下記質問①へ

- ①それは有給の休暇ですか、無給の休暇ですか。

専	企	
1	1	無給の休暇
2	2	有給の休暇
3	3	有給と無給の組み合わせの休暇

- ②休暇はどのような周期で付与されますか。

専	企	
1	1	毎年
2	2	複数年ごと
3	3	不定期
4	4	その他( )

- ③休暇は年間何日付与されますか。(最も多くの人適用される日数)  
( \_\_\_\_\_ 日 )

- ④取得者割合(1日でも取得した者)はどのようになっていますか。

専	企	
1	1	ほとんどない
2	2	対象者の一部のみ
3	3	対象者の半数程度
4	4	対象者の大部分

- ⑤付与日数に対して取得日数はどうなっていますか。(平均的にみた取得パターン)

1~5のいずれかに○をお付け下さい。

専	企	
1	1	ほとんど取得されていない
2	2	あまり取得されていない
3	3	半分程度の日数が取得されている
4	4	かなり取得されている
5	5	ほぼすべて取得されている

9. 賃金について

(1) 賃金制度について

- ① 裁量労働制適用者に限った特別手当等がありましたら月単位か年単位かを( )内から選択の上、数字をご記入下さい。

専門業務型 約 \_\_\_\_\_ 千円 / (月・年)

企画業務型 約 \_\_\_\_\_ 千円 / (月・年)

- ② 年俸制を採用している場合、その対象となる労働者すべてに○をお付け下さい。

1	専門業務型裁量労働制適用者
2	企画業務型裁量労働制適用者
3	管理監督者
4	上記1～3以外の一般労働者の全員
5	上記1～3以外の一般労働者の一部

- ③ 平成16年分の年収(年間給与総額)の最高額、最低額、平均額を専門業務型、企画業務型、管理監督者、それ以外の労働時間制の労働者のそれぞれについて記入して下さい。

(万円単位でご記入下さい)

専門業務型

最高額 \_\_\_\_\_ 万円 最低額 \_\_\_\_\_ 万円 平均額 \_\_\_\_\_ 万円

企画業務型

最高額 \_\_\_\_\_ 万円 最低額 \_\_\_\_\_ 万円 平均額 \_\_\_\_\_ 万円

管理監督者

最高額 \_\_\_\_\_ 万円 最低額 \_\_\_\_\_ 万円 平均額 \_\_\_\_\_ 万円

上記以外の労働者

最高額 \_\_\_\_\_ 万円 最低額 \_\_\_\_\_ 万円 平均額 \_\_\_\_\_ 万円

- (2) ①専門業務型、企画業務型、管理監督者、それ以外の労働時間制の労働者のそれぞれについてどのような基準で評価を行っていますか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

専	企	管理監督者	左記以外	
1	1	1	1	能力の段階ごとの分析・診断を行う (能力考課)
2	2	2	2	業務目標の達成度をみる、成績考課 (達成度考課)
3	3	3	3	業務目標の高さと達成度の両面をみる (業績考課)
4	4	4	4	適性度を含め、多面的に評価する
5 ( )	5 ( )	5 ( )	5 ( )	その他 具体的に( )内にご記入下さい

②誰が労働者の評価をしていますか。該当するものすべてに○をお付け下さい。そのうち、最も大きなウェイトを占める評価者に◎をお付け下さい。

専	企	管理監督者	左記以外	
1	1	1	1	直属の上司
2	2	2	2	さらに上の上司
3	3	3	3	人事部門
4	4	4	4	チームリーダー
5	5	5	5	本人
6	6	6	6	同僚
7	7	7	7	部下
8	8	8	8	その他 具体的に( )内にご記入下さい
( )	( )	( )	( )	

#### 10. 健康・福祉確保措置について

(1)裁量労働制適用者やそれ以外の労働者に対する健康・福祉確保措置として実施することとなっているものすべてに○をお付け下さい。またそのうち、実際に実施したものに◎をお付け下さい。

専	企	左記以外	
1	1	1	休日・休暇を組み合わせた連続休暇制度の導入
2	2	2	定期的に特別な休暇を付与する
3	3	3	一定時間以上の勤務が行われた時に特別な休暇を付与する
4	4	4	休日労働が行われた時に特別な休暇を付与する
5	5	5	一定時間以上の勤務が行われた時に代償休日を付与する
6	6	6	休日労働が行われた時に代償休日を付与する
7	7	7	年次有給休暇の連続取得を含む取得促進措置を講じる
8	8	8	心とからだの健康相談窓口を設置する
9	9	9	定期健康診断以外に一定期間ごとの健康診断を実施する
10	10	10	一定時間数以上の勤務や休日労働が行われた時に健康診断を実施する
11	11	11	労働者の希望に応じ、臨時診断を実施する
12	12		勤務状況及び健康状態により裁量労働制が適用されない部署へ配置転換
13	13	13	産業医等による助言・指導又は保健指導を受けさせる
14	14	14	その他 具体的に( )内にご記入下さい
( )	( )	( )	

(2) 直近の健康診断で異常があった労働者（有所見者）数(注)は何人ですか。

	人数
専門業務型で働く労働者	人
企画業務型で働く労働者	人
管理監督者	人
上記以外の労働者	人

(注) 労働安全衛生法施行規則第  
52条様式6号にある  
「所見のあった者の人数」

11. 苦情処理措置について

(1) 苦情処理措置の内容は何ですか。専門業務型裁量労働制適用者、企画業務型裁量労働制適用者及びそれ以外の労働者の別に該当するものに○をお付け下さい。複数実施している場合は該当するものすべてに○をお付け下さい。

専門	企画	左記以外	
1	1	1	労使委員会に相談窓口を設置
2	2	2	苦情処理を行う独自の委員会を設置
3	3	3	労働組合に相談窓口を設置
4	4	4	人事担当部署等に独自の相談窓口を設置
5	5	5	相談窓口を会社の組織以外に設置
6	6	6	上司への申し出
7	7	7	その他 具体的に( )内にご記入下さい
( )	( )	( )	

(2) 苦情はありましたか。

	専	企	左記以外
なし	1	1	1
あり	2	2	2

「2」を選択した場合、  
平成16年度中に何件ありましたか。

専	企	左記以外
件	件	件

(3) (2)で苦情があったと回答された方のみお尋ねします。苦情の内容は下記のどれにあたりますか。(該当するものすべてに○をお付け下さい。また、最も多いと思われるものに◎をお付け下さい。)

専	企	左記以外	
1	1	1	与えられている業務の裁量性が薄い
2	2	2	業務の遂行の手段、時間配分の決定等を含め上司の指示が具体的すぎる
3	3	3	担当以外の業務が命じられる
4	4	4	業務量が過大
5	5	5	業務の期限の設定が不適切
6	6	6	みなし時間の設定が不適切
7	7	7	労働時間(在社時間)が長い
8	8	8	休日・休暇を確保しにくい
9	9	9	給与が低い
10	10	10	適切な評価を受けていない
11	11	11	人事評価が不透明
12	12	12	その他 具体的に( )内にご記入下さい
( )	( )	( )	

- (4) 苦情処理措置を実施したことがある場合、具体的にどのように処理しましたか。該当するものすべてに○をお付け下さい。ない場合は質問12へお進み下さい。

専	企	左記以外	
1	1	1	業務の指示の方法を見直した
2	2	2	業務量を見直した
3	3	3	業務の期限を見直した
4	4	4	みなし労働時間を見直した
5	5	5	労働時間(在社時間)に上限を設定した
6	6	6	代償休日を与えた
7	7	7	特別休暇を与えた
8	8	8	年次有給休暇を取得させた
9	9	9	当該労働者を配置転換した
10	10	10	当該労働者を裁量労働制の適用から排除した
11	11	11	管理者を指導した
12	12	12	労使委員会の決議内容を変更した
13	13	13	賃金制度を変更した
14	14	14	人事評価方法を変更した
15	15	15	当該労働者と相談し納得してもらった
16	16	16	その他 具体的に( )内にご記入下さい
( )	( )	( )	

12. 対象業務について

- (1) 現在の裁量労働制の対象業務の範囲についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	狭すぎる	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	広すぎる	→ 次頁質問(3)へ

- (2) (1)で「1」を選択された場合

① 専門業務型裁量労働制（専門業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

- a. 対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	対象業務の専門性は「業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なもの」かどうかで判断すべき
2	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
3	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
4	その他 ( )

b. 具体的に専門業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。


② 企画業務型裁量労働制（企画業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 企画業務型裁量労働制について「1」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	事業の運営に関する事項についての業務という限定は不要である
2	企画・立案・調査・分析の業務という限定は不要である
3	いわゆる生産工程に従事する業務等一定のものを除外し、その中で業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないものは対象とすべき
4	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
5	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
6	その他( )

b. 具体的に企画業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。


(3) (1)で「3」を選択された場合

対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付けください。

① 専門業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	一定の資格を必要とする業務に限定すべき
4	コンピテンシーなどの職務遂行能力を要件とすべき
5	その他( )

② 企画業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	対象業務は本社・本店の業務に限定すべき
4	コンピテンシーなどの職務遂行能力を要件とすべき
5	その他( )

1.3. 手続について

(1) 現在の裁量労働制の手続についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	有用でない手続があり煩雑である	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	より厳格にすべきである	→ 下記質問(3)へ

(2) (1)で「1」を選択された場合、具体的にはどの手続が不要ないし煩雑であると考えますか。該当するものを3つまで(1つでも可)○をお付け下さい。また、最も不要又は煩雑だと感じているものについては◎をお付け下さい。

①専門業務型

1	労使協定の締結
2	労使協定の労働基準監督署長への届出
3	健康・福祉確保措置
4	苦情処理措置
5	その他( )

②企画業務型

1	労使委員会の設置
2	労働側委員の指名のための代表者選出
3	労使委員会の運営規程の策定
4	労使委員会の議事録作成
5	決議事項の委員の5分の4以上による合意
6	個別労働者からの同意
7	健康・福祉確保措置
8	苦情処理措置
9	「企画業務型裁量労働制に関する決議届」の労働基準監督署長への作成・届出
10	「企画業務型裁量労働制に関する報告」の労働基準監督署長への作成・届出
11	その他( )

(3) (1)で「3」を選択された場合、具体的にどの手続を厳格にすべきと考えますか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付け下さい。

専	企	
1	/	労使委員会の決議を要件とすべき
2	/	本人同意を要件とすべき
3	3	健康福祉確保措置の履行を要件とすべき
4	4	苦情処理措置の履行を要件とすべき
5	5	その他( )

14. 法的効果について

(1)現在の裁量労働制の法的効果についてどのようにお考えですか。該当するものに○をお付け下さい。

1	現行制度でよい	→ 下記質問 15へ
2	変更すべきである	

(2)具体的にどのように変更すべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めるべき
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外すべき
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外すべき
4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外すべき
5	現在のみなし労働時間制に代えて、完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外すべき
6	現在のみなし労働時間制に代えて、一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外すべき
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外すべき
8	その他 ( )

15. その他、現行の裁量労働制に関して御意見・御要望等がありましたら御記入ください。


以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

